

## 佐賀県告示第 229 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 5 年 11 月 5 日に失効する。

令和 5 年 11 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：3-MMA、3-Methylmethamphetamine）及びその塩類
- (2) 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン（通称名：N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone）及びその塩類
- (3) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-4en-PINACA）及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。